

令和 6年度予算審査特別委員会第2分科会（健康福祉所管事項）

－03月07日（西 哲史発言抜粋）

◆西哲史 委員 お疲れさまです。堺創志会の西でございます。

通告に従いまして質問させていただきたいと思いますが、3款民生費、1項社会福祉費、第2目障害者福祉費に関連して、分身ロボットの活用と障害者の社会参画についてということでお聞きしたいというふうに思っていますが、令和4年の3月の健康福祉委員会から、分身ロボットの活用について様々な自治体の事例も挙げさせていただきながら議論させていただいておりますが、まずお聞きしますが、今年度から実施している堺市障害者就業・生活支援センター、エマリスにおける事業の取組経過についてお示してください。

◎吉田 障害施策推進課長 今年度は、障害者の就労支援として、障害者就業・生活支援事業を拡充し、堺市障害者就業・生活支援センターであるエマリスにおいて、就労希望者がいる福祉施設のB型作業所等の職場体験実習に協力してもらえる企業とをマッチングする事業を開始いたしました。

これまでの取組としまして、複数の就労継続支援事業所に対して利用者の状況や作業状況、実習を行いたい業種や職種、利用者の希望進路などのヒアリングを行っています。

また、企業に対しましても、本事業について期待できる実習の効果や就労後のサポート体制について説明を行いました。

今年度は、2月末時点で7事業所11名が職場体験実習に参加し、5名を一般就労につなげることができました。以上でございます。

◆西哲史 委員 取組が積極的に進んでいることは評価をしたいなというふうに思いますが、さておき、分身ロボットについてお聞きしたいと思いますが、改めて分身ロボットというのは、別にロボットの中にAIが入っているわけではなくて、ほぼ搭乗しているというか、パイロットの方が乗っているイメージですね。その分身ロボットがなかなか物理的に出かけることが困難な方が現地で社会参加をしていくためのある意味ツールとして活用されている事例が関東圏もしくは神戸市を中心にいろんな事例が出てきているところでありませう。

分身ロボットOriHimeの活動、群馬県、そして埼玉県、神戸市などでは自治体で、神奈川県もそうですね、自治体で雇用されていると。そのパイロットの方が会計年度任用職員として雇用されて、そういった中でその自治体の職員として働かれている事例もありますし、また民間の飲食店、東京のカフェとかモスバーガーとか、OriHimeが遠隔で、パイロットの方がそこで就労されてるという事例が出てきているというふうに思いますし、

また先日の令和5年11月、岸田総理夫人がベトナムの国家主席夫人と一緒に東京の分身ロボットカフェを訪問されて活動を御覧になったという話もお聞きしているところですが、まさに、分身ロボット、非常にテレワーク時代と言われる中で、テレワークということ以上に存在しているわけですから、画面上じゃなくて実態として分身ロボットが存在していくということは、非常に社会変化、まさにDX、ICT、デジタルと言われる中で重要になってくるんじゃないかというふうに思いますが、本市における分身ロボットに対する考え方についてお示しください。

◎吉田 障害施策推進課長 次年度より、障害者雇用においては、法定雇用率の段階的な引上げが予定されています。

また、重度知的障害者、重度身体障害者及び精神障害者においては、これまで法定雇用率の算定対象外であった週10時間以上20時間未満の雇用が算定できることとなり、障害者の働き方の多様化も求められています。

対面での就労が困難な障害のある方にとって、分身ロボットは、メタバースやアバターなどと並び、障害者の社会参加や働き方の多様化という観点でも活用可能なツールの一つであると考えております。以上でございます。

◆西哲史 委員 非常に多様化するし、またこれまで社会参画、なかなか大変だった方も社会参画ができるようにするという、できるようになっていくというツールとして非常に有意義だというふうに思います。

まずは、この存在を知らしめていくことが非常に公だけでなく民の世界でもいろんな活用の仕方について工夫が広がっていくということだと思いますし、それがまさに群馬県や神奈川県、神戸市で、ほかの自治体もありましたけども、その地域の中でいろんな活用事例が生まれてきているということだと思います。

実は、令和4年3月のときに議論したときは、まず通告したときにOriHimeという存在が知られてなかったですね。行政の中でもまだまだ、所管課でもまだ存在が認知されてなかったということでいけば、やっぱりこういう存在があるんだよと伝わっていくことというのは非常に、伝えていくことというのは重要だと思います。

ぜひ将来的にもっともっと活用していく方法を検討していただきたいというふうに思いますが、当局のお考えをお示しください。

◎吉田 障害施策推進課長 本市として、障害者の働き方の多様化の観点からも、次年度において実際に分身ロボットを体験・知っていただくイベント等の実施を検討しております。

また、今月3月15日に市内の障害者支援事業所の主催で分身ロボットの体験会を含む研修会を行うと聞いておりますので、その研修会に出席する予定です。以上でございます。

◆西哲史 委員 ありがとうございます。ぜひ積極的にこの普及と一緒に取り組んでいただきたいというふうに思います。もう2年、3年進んでいる自治体もありますから、ぜひよろしくお願いします。

次の項目に移ります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費に関連して、障害者自立支援給付費の予算額についてお示してください。

◎中嶋 障害福祉サービス課長 障害者(児)自立支援給付費の令和6年度予算といたしまして302億5,088万9,000円、そのうち介護給付費、訓練等給付費、補足給付費の予算として294億44万7,000円を計上しております。以上でございます。

◆西哲史 委員 そういった中で、訓練系、就労系の障害福祉サービスということが出てくると思いますが、障害のある方がこのようなサービスを受給する場合にはどのような手続の流れになるのか、改めてお示してください。

◎中嶋 障害福祉サービス課長 障害福祉サービスを利用する際には、利用者がお住まいの区役所の地域福祉課または保健センターにサービスの利用申請をすることになります。

申請後、本市におきまして、本人及び家族等の状況や介護状況等を調査する概況調査、サービス利用意向の聴取等を行い、各区役所において障害福祉サービスの支給決定を行います。

利用する障害福祉サービスの内容が確定した後、利用者がどのようにサービスを利用していくかの計画を作成し、サービスの利用開始となります。以上でございます。

◆西哲史 委員 サービスの利用開始をしたいなと思って、こういう手続にのせていただいて、計画を作成して利用開始になっていくということだと思いますが、特に難病患者の方、これまで一般就労されていて、難病の患者になっていよいよ一般就労が困難になったというときに障害者就労継続支援に、B型事業所に通ってほしいということにもなるときもあるというふうに思いますが、こういったときに日数がいろいろと長くかかってしまう上に、何か聞くところによれば、区役所によって大きなばらつき、日数のばらつきがあるかのようにも聞いていますけれども、改めて支給決定までに要している日数、区役所ごとにどのように違うかをお示してください。

◎中嶋 障害福祉サービス課長 障害者就労継続支援B型事業所、いわゆる就B事業所の新規申請における申請から支給決定までの期間は、令和5年4月から令和6年1月までの間におきまして全市平均で28日となっております。

難病及び精神障害の方の就B事業所の支給決定は、各区の保健センターで実施しており、

平均日数は、堺区36日、中区27日、東区19日、西区29日、南区20日、北区35日となっております。美原区では、地域福祉課で。

すみません、失礼いたしました。先ほど御答弁の中で、申請から支給決定までの期間でございしますが、御答弁いたしました令和5年4月から令和6年1月。すみません、期間でございしますが、令和5年4月から令和6年1月までの間でございします。申し訳ございません。

御答弁を続けさせていただきます。

美原区では、地域福祉課で難病、精神障害、知的障害及び身体障害者の方の支給決定を行っており、平均日数は43日となっております。以上でございます。

◆西哲史 委員 平均で28日かかっている。でも、場合によっては、区によっては43日かかるところもある。いろいろ事情があるにせよ。かなり長い場合もありますし、またばらつきも非常に強くあるなというふうに思うわけであります。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、難病患者の方は、急遽そういうこと、通所するということになり得る場合もありまして、段取りを40日前から準備していくみたいなのがなかなか難しい場合も、かかる日程を想定して申し込んでいくということが非常に難しい場合もあるようにお聞きしていますが、そういった意味でいくと、まずそもそも1か月以上かかると、なかなか行こうと思った気持ちが変わってしまうということもあると思いますし、またばらつきがあるというのは非常に課題が多いなど、何とか平準化しながら、そして短縮していくことが非常に大事なんじゃないかなというふうに思うわけでありますが、この方策についてお示してください。

◎中嶋 障害福祉サービス課長 区役所ごとの期間のばらつきを解消する方策及び短縮する方策としまして、次の方策を行います。

実際に認定調査を行う調査員につきまして、各区保健センター及び障害福祉サービス課に配属されております現状9名を、令和6年度から4名の増員を行い、13名といたします。増員しました調査員は、保健センターに配属の予定でございます。

また、各区での認定調査を平準化し、機動的に調査を行うことができるように、調査員のうち2名を本庁障害福祉サービス課に配属しております。

さらに、認定調査を行うに際し、認定調査の項目を、令和5年11月から簡素化を行っております。その内容は、障害支援区分認定調査における80項目の聞き取り調査及び概況調査を行っていましたが、当該80項目の聞き取り調査に代えて、障害の種類・程度などにつきましては、障害者手帳、診断書等の情報やサービス等利用計画案の内容により、状態の把握を行うことといたしました。

また、支給決定までの期間の平準化及び短縮化を図るため、サービス担当者会議等を通じまして各区役所間で状況の共有を行いながら、各区の調査件数を調整するなど必要な方策を行ってまいります。以上でございます。

◆西哲史 委員 今回の取組は非常に評価できると思いますし、期待をしていますが、それをしっかりモニターしていただいて、平準化及び短縮をぜひ積極的にしていただきたいというふうに思うわけであります。

改めて申し上げることではないかもしれませんが、やっぱりこうやって社会参加をしていただくことによって、特に難病患者の皆さんは、社会参加をすることによって進行がある程度抑制できる面もあるというふうにお聞きしていますし、社会参加をすることというのは非常に大事なことだと思いますし、このきっかけになることが、このきっかけをしっかりと大事にしていくことが重要だと思いますので、1か月後とかにならないように、できる限り短時間になるように取組をお願いしたいというふうに思いますが。

事業所の対象についてお聞きしたいわけでありますが、平成25年3月の施行の障害者総合支援法で、身体障害者や知的障害者、精神障害者の方々に加えて難病等の130疾病の方々が対象になった結果として、就労継続支援B型事業所に難病患者の方も利用されるようになったというふうにお聞きしているところでありますが、障害者の方々が事業所を利用するに当たって、ある程度状況や状態が似ている方々同士がお互いに緊密なコミュニケーションを行えるようになることによって、非常に楽しく、また意義を感じながら通所していただくことが可能になってくるんじゃないかなというふうに思うわけでもありますが、またそのような声を利用者の方々からはお聞きするところでありますが、そういった意味で、ある程度ターゲットをセグメントしていくとか、セグメントしてマッチングしていく、どうしてもいちゃいけないとか、そういうことは必要ないと思いますけれども、このような方々が特に利用されてますよということのマッチングというのは、非常に重要なんじゃないかなというふうに思いますけれども、どのような取組を行っているのか、お示してください。

◎中嶋 障害福祉サービス課長 障害者就労継続支援B型事業所、いわゆる就B事業所は、障害者の就労や生産活動の場だけでなく、居場所としての側面もあることから、いかにその方に合った場所であるかが重要となります。

就B事業所の利用を希望する場合、利用者が支給申請の段階で通いたいとお思いの事業所を決めている場合が多いです。

利用希望の事業所が決まっていない場合は、区役所の窓口等で特定の事業所を紹介することは公平性の観点から難しいため、障害福祉サービス等情報検索サイトの御利用や計画相談支援事業所への相談を御案内しております。以上でございます。

◎吉田 障害施策推進課長 堺市障害者就業・生活支援センター、エマリスでは、障害のある方からの就労相談により、まずは御希望を優先しながら、その方の障害の状態や作業能力のアセスメントにより、その方に合った事業所の紹介を行っています。

今後もさらに事業所の特色を捉えた丁寧なマッチングを行います。以上でございます。

◆西哲史 委員 ぜひアセスメントもしっかり行っていただいて、そして施設のどんな施設かということもしっかり把握していただいて丁寧なマッチングをぜひお願いしたいなというふうに思います。

一般就労されていた方が突然通うようになって、そこで非常に充実した活動を行えるように、そのようなためにぜひ取り組んでいただきたいなということをお願いしたいなというふうに思います。

次の項目に移ります。

2款総務費、7項自治振興費、2目青少年対策費に関連して、子ども見守り110番についてお聞きしたいと思います。令和6年度のこども110番事業の予算及び事業目的についてお示してください。

◎藤原 子ども育成課長 本市のこども110番運動は、地域の子どもの地域で見守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、子どもが不審者に追いかけられるなどのトラブルに巻き込まれそうになった際に助けを求めやすいよう、通学路沿いなどにある住宅や商店に御協力いただき、目につく場所に旗を立てる自治会が自主的に実施している住民運動で、本市ではこの運動を支援する事業として、こども110番事業を実施しています。

令和6年度のこども110番事業にかかる当初予算案は、御協力いただく家庭や商店等にお配りする旗の購入費として30万円、本運動に直接起因して障害を被った場合、または協力者の家屋等が本事業に直接起因して破損した場合等に対する保険加入費用として25万円、合計55万円を計上しています。以上です。

◆西哲史 委員 非常にこども110番事業で旗をかけていただいと、非常に有意義な取組だなというふうに、特に近年、私よく思うわけであります。

小さな頃は、そうは言ったかて、頼れる大人がいるかいなとか、大事なんじゃないかと、小さな頃というか青年の頃、思っていましたけれども、この事業、本当に今となっては重要なことだなというふうに改めて議員として地域の中を回りながら重要性を痛感するということではありますが、そういった中で、せっかく重要な有意義な取組をされているのに、町なかにかかっているこども110番の旗が傷んだり、透け透けになっていたり、ささくれ立っていたりというときに見ると、逆の効果になるんじゃないかと思うことも、心配になることもあります。

そういった意味で、プッシュ型で積極的にこの旗の管理をしていただきたいなというふうに思うわけではありますが、今後の対応についてどのように考えているか、お示してください。

◎藤原 子ども育成課長 こども110番の旗が傷んだときなどは、直接御家庭や商店

から子ども育成課または各区役所の自治推進課に御連絡をいただき、新しい旗に交換させていただきます。

旗が傷んだままの状態では家の軒先に設置しているところもあるとの御指摘を受け、自治連合会や本市ホームページ等を通じて旗が交換可能であることについて積極的に周知いたします。以上です。

◆西哲史 委員 ぜひ積極的な周知をお願いしたいなというふうに思います。なかなかどこに、ホームページの中に書いてあることは私も存じ上げてますが、どこに聞いたらいいいんだという声も私のところに聞かれることもありますし、なかなかどう交換していいか分からない方がいらっしやるんだらうなというふうに思うところはあります。

そういった中で、結果として旗が傷んでしまっている部分もあるかなというふうに思いますので、別に放置をしたいわけでも何でもないと思いますから、こうやって交換ができるんだよということ周知していけば、こういう町なかでそういう環境を維持されていくんだなというふうに思いますので、ぜひ取組をよろしくをお願いしたいと思います。

こども110番事業、先ほども申し上げましたけれども、私、議員として回っている中で地域のある意味雰囲気というか、なかなか言語化しにくい部分もあるんですが、空気をしっかり維持していくということに非常に寄与しているなというふうに思うわけであります。

いろんなところ、そこの町なかを回っていて、裏の道を回っていて、そういう旗が連続して並んでいたりすると、やっぱりここに不審者は入りにくいんだらうなというふうに思うところもあります。

そういった中で、訪ねれることも大事なんですけど、それだけじゃなくて地域の空気をつくっていくという意味でも大事なんじゃないかというふうに思いますが、今後どのようにしていきたいとお考えか、お示してください。

◎藤原 子ども育成課長 こども110番の旗を掲げることは、地域に助けを求めることができる場所があるという子どもたちの安心感だけでなく、この地域では子どもたちの安全に強い関心があり、しっかり見守っているということの黙示になると考えています。このため、こども110番の旗は、不審者への高い抑止力となり、犯罪の減少や地域の防犯力の向上につながり、地域全体の安全・安心にも寄与するものであります。

本市としましては、将来にわたり、子どもたちがこの堺で健やかに成長できるよう、地域で取り組んでいただいているこの運動がより広がることを望んでおり、これからもしっかりと支援してまいります。以上です。

◆西哲史 委員 ぜひ積極的な取組をお願いしたいなというふうに思います。黙示というのが非常にすばらしい表現だと思いますので、ぜひその観点で積極的な取組をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。